

(要領様式第1号)

### 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

23北信地環第17号  
平成23年5月25日  
長野県北信地方事務所長

#### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書（産業廃棄物処分業の新規許可、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の新規設置許可）

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

#### 2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)		
条例第33、37、39、42、46、48条	①氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	豊田興産株式会社 代表取締役 勝山正美 中野市大字豊津 5015 番地	
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	下高井郡野沢温泉村大字七ヶ巻字朝上 1127 番地他	
	③廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物管理型最終処分場	
	④処理を行う廃棄物の種類	○一般廃棄物 燃え殻、ばいじん（以上いずれも特別管理一般廃棄物であるものは環境大臣の定める方法（平成4年7月3日厚生省告示第194号）により処理したものに限る。）、汚泥、廃プラスチック類（石綿含有一般廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有一般廃棄物を含む。）、不燃ごみ 以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。 ○産業廃棄物（管理型） 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉋さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	埋立容量 約 249,000 m <sup>3</sup> 埋立面積 約 19,000 m <sup>2</sup>	
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
条例第33、	⑦周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 野沢温泉村七ヶ巻区、東大滝区 飯山市藤沢区、西大滝区、千曲川の一部〔放流水の流下地点（野沢温泉村大字七ヶ巻字朝上	

37 条		243-4 及び 1095-1 の先 ) (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 の(4)及び第 2 の 2
	⑧関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) (1) 野沢温泉村長、飯山市長 (2) 野沢温泉村七ヶ巻区、東大滝区、飯山市藤沢区、西大滝区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 (3) (2)の区内で農業、林業又は漁業を営む者 (4) 高水漁業協同組合及び放流水の流下地点で漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号
	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	○平成 23 年 7 月 23 日(土)午後 7 時 30 分～ 七ヶ巻生活改善センター(野沢温泉村大字七ヶ巻 389-1) ○平成 23 年 7 月 24 日(日)午後 7 時 30 分～ 藤沢多目的集会所(飯山市大字照岡 1799-4) ○平成 23 年 7 月 25 日(月)午後 7 時 30 分～ 西大滝農村研修集会施設(飯山市大字照岡 3025-1)
	⑩事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	長野県北信地方事務所環境課 平成 23 年 5 月 26 日(木)から 6 月 24 日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第 34 条	○第 32 条第 2 項の関係市町村長 ○第 33 条第 2 項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12 号	提出期限 平成 23 年 6 月 24 日(金)  提出先 長野県北信地方事務所環境課
	第 37 条	○第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15 号	
	第 41 条	○第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17 号	
	第 43 条	○第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	15 号	

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格 A 列 4 番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。